

(様式第4号)

県営林産物公売公告(立木処分)

県営林産物を売払うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6の規定により、次のとおり公告します。

令和6年3月1日

長野県佐久地域振興局長

1 売払物件の概要

物件所在地	県営林名	主要樹種	面積	数量	
				本数(本)	立木材積(m ³)
佐久市	切原県有林 2林班は小班1・2 (森林計画番号1020 林班は小班1・2)	カラマツ	2.15ha	731	865

(本数及び立木材積は、プロット調査による推定値)

搬出期限：令和7年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりです。

- (1) 政令第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 佐久地域振興局管内に本店又は営業所を有する者
- (3) 入札参加者は次に掲げるいずれかの資格を有する者とする。
 - ア 林業経営体の育成について(平成30年2月6日付け29林整経第316号林野庁長官通知)に基づき長野県知事が選定した林業経営体(選定経営体)
 - イ 国有林野事業に属する林産物の売り払い契約の一般競争入札の参加資格者

3 入札心得、入札説明書、契約書(案)等の閲覧場所

長野県佐久市跡部65-1 佐久地域振興局林務課内

4 質問書の受付

- (1) 受付期間 令和6年3月1日(金)～令和6年3月8日(金)17時まで
- (2) 提出方法 所定の様式により下記にFax又は電子メールにより送信してください。
長野県佐久地域振興局林務課
Fax: 0267-63-3195 E-mail: sakuchi-rimmu@pref.nagano.lg.jp

(3) 回答の閲覧 令和6年3月4日(月)からホームページ及び3の閲覧場所にて閲覧できます。なお、質問内容により回答の閲覧に日数が掛かる場合があります。

5 入札手続等に関する事項

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び集合場所

ア 日 時 令和6年3月13日(水) 13時30分(受付13時から)

イ 場 所 佐久合同庁舎 502号会議室

(3) 入札保証金に関する事項

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要がありません。

(4) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、契約締結と同時に納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要がありません。

(5) 落札者の決定方法

予定価格を超えた最高額の入札者をもって落札者とします。

6 その他

(1) 入札参加者は、別に備える契約書(案)、入札心得、特記仕様書及び現場等を熟覧し、承諾したうえで入札してください。

7 入札に関する問合せ先

長野県佐久地域振興局林務課林産係

電話：0267-63-3153 担当：小口

(契約書 県営林調査処分要領様式第5号-1)

(入札書 県営林調査処分要領様式第9号)